

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

私は、昭和51年10月に国民年金に任意加入をしてから、ずっと継続して保険料を納付してきた。未納にすることはあり得ない。54年3月末に、A市からB市に転居したので、その時に、どちらかの市で記録が抜け落ちたのだと思う。現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月29日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除いて国民年金被保険者期間について保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、同市での保険料納付は全て口座振替で行っており、収納年月日を確認したところ、申立期間を除いて振替不能となったことは無い。

さらに、申立期間直後に申立人が転居したB市C区を管轄するD年金事務所によると、申立期間当時、前年度の保険料未納者に対して、過年度納付書を作成して送付していたとしており、申立人は、未納のお知らせや納付書が届いた場合には、必ず納付しているとしていることから、納付意識の高い申立人は、送付された過年度納付書で、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月1日から59年9月1日まで

申立期間における厚生年金保険被保険者としての標準報酬月額の記録と、給与明細書の厚生年金保険料控除額による標準報酬月額に相違がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年7月25日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年10月13日に喪失した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、45円とすることが必要である。また、申立期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月25日から同年10月13日まで

私は、昭和19年7月25日にA社のB丸に乗船し、同年10月*日にC国のD港内で沈没するまで乗船していたのに、申立期間の船員保険の記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、A社が保管する申立人に係る乗船履歴により、申立人は昭和19年7月25日から同年10月12日までの間、B丸に乗船していたことが確認できる。

また、戦時加算該当船舶名簿によると、A社所有のB丸の加算区域航行期間欄に「自19年1月1日至19年10月12日」、備考欄にE団体の管理であったことを意味する「運」、及び遭難を意味する「遭」の記載が確認でき、A社が保管する申立人の乗船履歴の記載内容と一致する。

一方、オンライン記録によると、申立人が申立期間の前に乗船したとするE丸の被保険者記録及び同船に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できるが、B丸に係る船員保険被保険者名簿は無い。このことについて、日本年金機構は、「同船に係る船員保険被保険者名簿は無く、また、その理由は不明であるが、同船が戦時加算該当船舶名簿に記載されていることから、当時船員保険に適用されていたものと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、B丸に係る年金記録の管理は適切であったと

は認められず、申立人に係る年金記録についても事業主は、申立人が昭和 19 年 7 月 25 日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 13 日に同資格を喪失する旨の届出を保険出張所に対し行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社が保管する申立人の乗船履歴に記載されている給料から、45 円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、B 丸は、昭和 19 年 1 月 1 日から同年 10 月 12 日までの期間について、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、申立期間について、戦時加算該当期間とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年7月14日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から21年12月31日まで
申立期間はA社C支店で勤務していたと思われるが、年金記録が無いので、訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年6月1日から同年7月14日までの期間について、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人は同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、資格喪失日の記載がない。

一方、A社は、昭和20年5月25日にD社と合併しているところ、上記の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、同年6月1日にA社C支店において、厚生年金保険被保険者資格を取得している者は10人確認できるところ、このうち申立人を含む9人は、同年同月6日に、D社E支店に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、B社から提出された資料によると、A社C支店は、昭和20年7月14日に廃止されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行なったことが認められ、かつ、申立人のA社C支店における同資格喪失日は、同年7月14日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び旧台帳から確認できる標準報酬月額の記録から、40円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和20年7月14日から21年12月31日までの期間については、上述のとおり、A社C支店は20年7月14日に廃止されていることが確認できる上、B社は、「資料が無いので、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答しており、申立人の当該期間当時の勤務実態について確認できない。

また、申立人と同日の昭和20年6月1日にA社C支店において厚生年金保険被保険者資格取得している者、及び申立人と同日の同年同月6日にD社E支店において同資格を喪失している者は、全員既に死亡又は連絡先が不明であることから、A社C支店において被保険者記録の確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した8人に照会したものの、回答のあった4人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間等に係る証言が得られない。

このほか、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月21日から52年1月20日まで
申立期間はA社B支店（適用事業所名は、A社）が独立してC社となった期間であり、厚生年金保険には継続して加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚、元上司の証言及び当該元上司の所持する給与明細書から判断すると、申立人はA社において継続して勤務し（同社からC社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、上記元上司は、「昭和52年1月*日にC社が設立され、同日に私を含む7人全員が同社に転籍した。」と証言していることから、同年1月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年11月の社会保険事務所（当時）の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和51年12月

21 日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年同月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月1日から39年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月から38年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月1日から39年1月1日まで
② 昭和45年5月10日から47年5月10日まで

私は、昭和36年4月1日にB社に入社し、40年9月25日に退社するまでの間、系列会社のA社の仕事もしていたが、途中離職した記憶は無いのに37年6月1日から39年1月1日までの厚生年金保険の記録が欠落している。

また、昭和45年5月にC事業所に採用されたのに、厚生年金保険の記録は47年5月10日からになっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B社及びA社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、昭和36年4月1日から申立期間①を含む40年9月25日まで継続していることが確認できる。

また、申立人が記憶する元同僚3人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において被保険者資格を取得している元従業員4人は、「申立人はB社及びA社に継続して勤務していた。申立人は申立期間も一緒に勤務しており、厚生年金保険の期間が空くことは考えられない。」、「両社は同じ経営者で従業員からすると同じ会社という認識だった。」とそれぞれ証言している。

さらに、上記の被保険者名簿において、A社が昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となったと同時に被保険者資格を取得している者は26人確認できるが、そのうち19人が同日にB社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、上記の被保険者名簿によると、健康保険の番号18において昭和37年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員が同番号27においても同日に同資格を取得し、その後取り消されていることが確認できることから、事業所において厚生年金保険の適用にあわせて従業員の資格取得の届出の際に、誤って同一従業員について重複して資格取得に係る届出を行う一方で、申立人の届出を行わなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社で継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失時及びA社に係る同資格取得時の標準報酬月額と同額の元従業員の記録から、昭和37年6月から38年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事業主も既に死亡していることから確認できないものの、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者の報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所への届出は行われておらず、その結果、申立人に係る昭和37年6月から38年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和45年5月にC事業所に採用された。」と主張しているところ、元同僚の証言により、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所は、「厚生年金保険については、各支部の加入者を本部でまとめて届け出ており、支部から届出が無ければ、当然、加入届も行っていなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚は、「給料は支部から支給されており、財政状況によって私の給料も変動し、うまくいかない時期は給料も減らされていた。厚生年金保険は、支部の財政で保険料を負担し、本部から届け出ていたと思う。」と証言している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に被保険者資格を有する元従業員のうち4人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの一人は申立人を記憶している旨回答しているものの、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と証言している上、残る3人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年1月20日から同年2月1日までの期間及び同年7月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D支店における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に、申立人のC社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月は2万4,000円、同年7月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月20日から同年2月1日まで
② 昭和36年7月21日から同年8月1日まで
③ 平成元年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和28年5月1日から43年10月20日までの間、A社に継続して勤務していたが、同社D支店からC社に異動した際と同社からA社E出張所に異動した際の記録が欠落している。

また、F社に平成元年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、B社の回答、雇用保険の被保険者記録及び元従業員証言から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるC社においてそれぞれ継続して勤務し（昭和36年2月1日にA社D支店からC社に異動及び同年8月1日に同社からA社E出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社D支店に係る昭和35年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円、申立

期間②の標準報酬月額については、申立人のC社に係る36年6月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について適切に届け出ていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年1月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、申立人は、「平成元年3月31日までF社に勤務していた。」と主張しているが、同社は、「申立期間当時の健康保険厚生年金保険資格喪失届は残っていないが、当社の上社日ノート及び退社日ノートでは、申立人は平成元年2月1日に入社し、同年3月30日に退職したことが記載されている。」と回答している上、「申立期間当時の退職の際の取り扱いについて、申立人が勤務していたG部署で勤務していた従業員は、年配者が多く、月末より1日前に退職すると給与からの保険料控除がなく、手取りが多くなることを説明して手続をしていたと聞いており、賃金台帳が残っていないため保険料控除については確認できないが、申立人に対しても説明はしていたはずである。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚及びF社が保管する資料により、申立期間③に申立人と同じG部署に勤務していた元従業員二人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C事業所）における資格喪失日に係る記録を平成7年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月29日から7年1月16日まで

私は、平成6年7月18日から7年1月15日まで、A社B事業所でD職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。この期間を同記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社C事業所発行の在職証明書、同事業所から提出された平成7年1月4日現在の職員名簿、同事業所の回答及び同事業所でD職として勤務した元職員の証言により、申立人が申立期間にA社B事業所で勤務していたことが認められる。

また、A社C事業所の現在の担当者は、「保険料控除の資料は無いが、申立人は平成6年12月末時点において在籍していたので、申立人の同月分の厚生年金保険料は7年1月8日に支払われた給料から控除したものである。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る平成6年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社C事業所は、「控除した保険料が残っていないので、社会保険事務所に納付したものである。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和42年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和16年4月に、A社C工場の前身のD社に入社し、事務室で勤務した。19年6月1日に工場に配置転換となり、同時に厚生年金保険に加入したが、被保険者記録は同年10月1日からとなっており、4か月不足している。

また、昭和42年3月にA社E営業所（適用事業所名は、A社）から本社に転勤した際の被保険者記録が1か月不足している。

記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和42年3月1日に同社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康

保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和42年2月28日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、B社から提出された労働者名簿及び複数の元同僚の証言から、申立人は、当該期間においてA社C工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和17年6月施行の労働者年金保険法では、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、肉体労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者とされていたが、申立人は、当時の職務について、「元来、事務職だが、徴兵で工員が減ったため、工場勤務をするようになった。仕事は、F業務などで力仕事もあった。ただし、昼間は事務をして、夜間にF業務等をしたのかも知れない。」と供述していることから、本来業務は肉体労働者ではなかった可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、被保険者資格の取得日は昭和19年6月1日と記録され、「○改」の表示が記されていることが確認できるところ、当該表示は、労働者年金保険が、同年10月に厚生年金保険に改称され、事務職員を含む男女労働者に適用対象者の範囲が拡大されたことにより、新たに被保険者となったことを示すものであり、申立期間①は、厚生年金保険法施行に伴う準備期間とされ、保険料徴収は同年同月1日から開始されていることから、申立人は、当該期間において労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

このほか、申立人が当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から労働者年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月7日から37年7月20日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（36年6月7日）及び資格取得日（37年7月20日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月1日から35年4月1日まで
② 昭和36年6月7日から37年7月20日まで
③ 昭和38年10月1日から39年3月31日まで

昭和34年5月にA社（後に、B社）に入社以来、39年3月まで継続して勤務していた。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和35年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年6月7日に同資格を喪失後、37年7月20日に同社において同資格を再取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた19人に申立人の勤務実態について照会したところ、複数の元同僚は、「申立人に記憶がある。私は、当該期間中に退職しているが、その時点で申立人は在籍しており、申立人の勤務内容にも変化は無かった。」とそれぞれ証言している。

また、オンライン記録によれば、申立人以外の元同僚は、いずれも当該期間において厚生年金保険被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年6月から37年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「A社において昭和34年5月1日から勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた8人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元同僚は、「申立人はいたように思うが、はっきりとした入社日は不明である。」と証言しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

また、上記被保険者名簿によると、昭和35年4月1日に同被保険者資格を取得した者は、申立人を含め11人確認できるところ、当該11人のうち複数の元同僚は、「中学校卒業後、同社に入社しているので年金記録は正しい。同期入社は申立人を除いて私を含め5人だった。」、「私が入社した時は一人であった。少なくとも35年4月1日以前から同社に勤務していた。」、「私は、35年2月に入社している。」とそれぞれ証言しており、11人全てが35年4月1日に入社したわけではなく、そのうち申立人を含む6人については、それ以前に入社していたが、同日に合わせて被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、B社は、既に廃業しており、申立人の厚生年金保険料の控除の有無について照会することができない。

3 申立期間③について、申立人は、「A社において昭和39年3月31日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、当該期間に

厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた8人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元同僚は、「申立人はいたように思うが、はっきりとした退職日は不明である。」と証言しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、92万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

私が所持している賞与支給明細書により、平成17年12月9日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(92万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「事業所としては、平成17年12月の賞与に係る保険料を納付したが、申立人に係る保険料を納付したかどうかは不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与に係る記録を平成15年7月10日、同年12月10日及び16年3月15日は17万6,000円、17年3月15日は18万4,000円、同年7月10日及び18年3月15日は18万6,000円、同年7月10日は18万9,000円、19年3月23日は15万1,000円、同年7月15日は15万3,000円、20年3月24日は14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年3月15日
④ 平成17年3月15日
⑤ 平成17年7月10日
⑥ 平成18年3月15日
⑦ 平成18年7月10日
⑧ 平成19年3月23日
⑨ 平成19年7月15日
⑩ 平成20年3月24日

A事業所に勤務していた期間のうち、平成15年7月から20年3月までにおいて、一部賞与に係る厚生年金保険記録が無い。当該賞与から事業主により、厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び給与所得退職所得に対する所得源泉徴収簿から、申立人は、平成15年7月10日、同年12月10日及び16年3月15日は17万6,000円、17年3月15日は18万4,000円、同年7月10日及び18年3月15日は18万6,000円、同年7月10日は18万9,000円、19年3月23日は15万1,000円、同年7月15日は15万3,000円、20年3月24日は14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間、50年7月から52年1月までの期間及び同年5月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和50年7月から52年1月まで
③ 昭和52年5月から53年3月まで

私の国民年金の加入手続は母が行ってくれた。私の長兄が結婚する昭和51年4月までは、両親と私たち子供の6人家族で暮らしており、私を含めて4人の子供の国民年金保険料は母がまとめて納付してくれていた。兄二人は納付済みとなっており、私の記録は未納になっているが、母が納付してくれていたはずなので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が婚姻前の昭和48年4月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は53年10月9日に、その当時の姓で払い出されていることが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、上記払出しの時点において、申立期間①及び申立期間②のうち51年6月以前の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間②のうち昭和51年7月以降の期間及び申立期間③の国民年金保険料については、過年度保険料として納付は可能な期間であるものの、申立人及び申立人の母親共に、遡って保険料を納付したとする具体的な記憶は無く、当該期間の納付があったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続は、勤務先の社長の奥さんが行ってくれた。勤務先は厚生年金保険の適用がない会社で、16歳の頃から働いていたが、20歳になったら国民年金に加入する必要があると説明されており、保険料は給与からの天引きだった。この業種は個人商店が多く、国民年金、国民健康保険に加入しており、私より3歳年上の同僚から、その同僚自身に未払い期間はないとの話を聞いたが、同じ職場にいた妻の記録も同じ昭和48年4月からの納付となっており、記録がおかしいと思うので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月から、申立人の勤務する事業所で給与から国民年金保険料が天引きされ事業主が納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人、申立人の妻及び申立人の元同僚二人の国民年金手帳記号番号は、同一日の48年5月19日に、近接する番号で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、その4人の国民年金保険料は同年4月から納付されていることが確認できる。

また、昭和48年度のA市の収滞納一覧表によると、申立人の資格取得の異動処理日は昭和48年4月と記録されていることが確認でき、行政側の記録に不自然な点は見当たらないことから、46年*月に加入手続が行われたとする申立人の主張を裏付ける状況は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和61年2月まで上記事業所で、他の同僚と共に給与から国民年金保険料が天引きされていたと主張しているところ、A市の昭和48年度及び49年度の収滞納一覧表によると、申立人及びその妻の納付日は同

一であるものの、元同僚の納付日はそれぞれ違っていることが確認できること、52年度の同一覧表によると、申立人及びその妻は、同年度から口座振替で保険料を納付していることが確認できること、及びオンライン記録によると、申立人及びこの当時既に当該事業所を退職している申立人の妻は、昭和54年12月から56年12月までの13か月間、付加保険料を納付しているところ、元同僚の同期間は定額保険料の納付であることが確認できることから、当該事業所が従業員の保険料を給与から天引きし、納付を行っていた事情はうかがえない。

加えて、申立人が当時勤務していた事業所が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、全て納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の戸籍謄本によると、申立期間内の昭和 63 年 7 月に協議離婚の届けが出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の元夫は、同年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料を、協議離婚成立後の同年 9 月 * 日に A 郡 B 町（当時）で納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を C 市又は A 郡 B 町で納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の住所は昭和 63 年 5 月 26 日に C 市から A 郡 B 町に、さらに同年 7 月 26 日に同郡同町から D 市に異動していることが確認でき、上記、申立人の元夫の納付状況を踏まえると、申立人が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を C 市又は A 郡 B 町で一緒に納付したとする主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私が20歳になった昭和43年*月頃に、母が自宅に来ていた集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで毎月集金人に保険料を納付していたと聞いている。申立期間は、母が確実に納付していたと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年*月頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料は集金人に納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は44年8月に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の保険料は過年度保険料となることから、A市によると、集金人は過年度保険料を収納することは無かったとしており、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付には直接関与していない上、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親について、申立人は、きっちりした性格で遑って納付するようなことは無いと思うと陳述しているが、その母親は高齢であるため納付等に関する明確な証言は得られない。

さらに、申立人は、申立期間当時は短期大学の学生であり、その姉二人もそれぞれ20歳の当時は短期大学の学生であったと供述しているところ、オンライン記録によると、その姉二人が学生であったとする期間について、国民年金保険料は納付されていないことが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

大学生であった私の息子に、20歳以上は強制加入であるとのことで、A市から国民年金の納付書が送られてきたが、本人は学生で所得が無いため、父親である私が、同市役所に何度も納付できないと申し出ていた。

国において、学生は国民年金保険料を免除する改正案が再制定され、A市福祉課から、免除を受ける場合は書面の提出が必要で、提出が無い場合は保険料を納付するよう強制を受けた。その際、過去の未納分をまとめて納付することを伝えたと、遡って保険料を納付できるのは過去2年間分で、それ以前の保険料は納付できないと言われた。

A市発行の納付書により、B銀行（現在は、C銀行）で2年分の国民年金保険料を納付したが、当該納付書の様式が同市独特の様式である領収書が交付されない様式であったため、銀行の窓口で領収書をもらえず、メールで対応すると言われた。

そこで、A市役所に対して領収書の発行を求めたところ、同市の窓口の職員から、市では発行できないと言われたが、銀行や役所の人が言うことだから、間違いなく記録されているだろうと考えていた。

年金問題が起こり、年金記録を確認したところ、遡って納めた2年間の保険料が未納とされており、社会保険事務所（当時）、市役所、銀行の事務処理及び記録管理に不備があるので、第三者委員会に申し立てた。

（注）申立ては、申立人の父親が、代理人となり行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料の納付に当たり、A市で発行された納付書は領収書が交付されない様式であったとしているところ、申立期間

当時の「国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令」の本則第1条によると、「歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、国民年金法の規定による被保険者又は被保険者であった者が同法に規定する保険料を現金により納付する場合は、別紙第1号書式の納付書により当該保険料を納付させるものとする。」と規定されており、申立期間当時の納付書は、上記の別紙第1号書式により第1片が領収済通知書、第2片が領収控、第3片が納付書・領収証書であることが確認できる上、A市によると、申立期間当時の過年度保険料の納付書は、法令で定められた3枚複写で領収書が交付される様式であったとしており、申立人の父親の主張と相違する。

また、申立人の父親は、A市で発行された納付書により、B銀行で国民年金保険料を納付した際、領収書が交付されない様式のものであったため、銀行の窓口で領収書をもらえず、メールで対応すると言われたとしているところ、C銀行によると、同行の窓口で国民年金保険料を納付書で納付した場合には領収書を手渡ししており、申立期間当時、国民年金保険料の領収記録をメールで連絡していた状況は確認できないとしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人に対して、平成12年12月8日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該時点において時効期限内で過年度納付が可能な期間（10年11月から12年3月まで）に未納期間があったことが推認されるどころ、平成11年度分（平成11年4月から12年3月まで）は11年4月に前納により納付されていることが確認できることから、上記過年度納付書の作成は、申立期間の一部（10年11月から11年3月まで）の未納期間に対するものであると考えるのが自然である。

加えて、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2112 (事案 29、1040 の再々申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から平成 3 年 9 月までの期間(昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの申請免除期間を含む。)の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から平成 3 年 9 月まで
④ 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで

昭和 54 年 1 月の結婚(54 年 4 月*日入籍)を契機に国民年金に加入し、同年 7 月から保険料を引き続き納付してきたが、57 年 1 月から同年 3 月まで(申立期間①)の保険料が未納となっていたので、集金人に未納分の保険料を支払い、過年度納付した。同じく未納となっていた同年 10 月から 58 年 3 月まで(申立期間②)の保険料についても、集金人に支払い、過年度納付した記憶がある。

昭和 59 年 1 月から平成 3 年 9 月まで(申立期間③)の保険料についても、1 か月又は 2 か月ごとに保険料を集金人に現金で納付してきたが未納となっている。93 か月間連続して未納となっており、未納であれば、この間に 8 回程度は未納の通知を受け取っているはずだが、私は未納の確認通知を受け取っていない。

また、申立期間③のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで(申立期間④)の期間が申請免除期間となっているが、私は、当時、保険料の免除制度があることを知らなかったので、なぜ 9 か月間が申請免除期間となっているのか理解できない。

当時の資料は、災害で全て焼失したが、保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

今回、前回までの審議において、申立期間に夫婦二人分の保険料を納付していた元夫から話を聴取されていないので、よく事情を聴取してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、初回申立てについては平成 20 年 1 月 17 日付けで、再申立てについては 21 年 5 月 27 日付けでそれぞれ通知が行われている。

申立人は、今回の再々申立てに当たり、新しい事情として「申立期間当時に生計を同じくしていた申立人の元夫に対して具体的な国民年金保険料の納付状況を確認してほしい。」と主張しているため、元夫に面会して当時の事情を聴取したが、その元夫は、申立期間における国民年金保険料の納付について関与していないため明確な記憶は無く、自宅を訪問する集金人についても見たことが無いと供述しており、申立期間における納付状況は確認できない。

また、申立人は、A 社会保険事務所（当時）の集金人が、国民年金保険料の現年度納付及び過年度納付の収納のために自宅を訪問していたとしており、その集金人に関する具体的な状況としてハンディータイプの金銭登録機を使用していたことなどを主張しているが、国民年金の保険料収納事務が全て国に移管された平成 14 年 4 月より前の期間には、社会保険事務所（当時）に保険料を収納するための集金人は存在せず、訪問していたとする集金人は、当時の収納事務を所管していた B 市の納付督促嘱託員であると推認されるどころ、同市によると、当該嘱託員は現年度納付のみ収納し、過年度納付の収納は制度上できない上、金銭登録機などは使用していないとしており、申立期間①及び②に関する申立人の主張と一致していない。

さらに、申立人は、申立期間②及び③のうち、申立人の元夫の厚生年金保険被保険者期間ではない期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に現金で納付していたと主張しているが、当該期間については夫婦共に未納となっており、申立期間④についても夫婦共に申請免除期間となっていることが確認できるなど、記録内容に夫婦間の連動性が認められる上、B 市によると、申立期間当時の国民年金保険料の収納方法は、原則として納付書による自主納付であり、未納期間が継続していた場合は、通知を行い、同時に免除の申請書を同封していたとしていること等から、申立人が当該期間に保険料を納付し、かつ、申立期間④に申請免除を受けていなかったとは考え難い。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月並びに11年7月から12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年2月及び同年3月
② 平成11年7月から12年2月まで

私は、20歳になった時、学生であったが、国民年金保険料を免除申請することを知らずに納付書が自宅に送られてきたので、しばらくして保険料を納付した（申立期間①）。

その後、仕事を辞めて平成12年3月末からA国へ留学したが、留学して3か月もたたない頃に、母から、「平成11年7月から12年2月までの国民年金保険料の納付書が自宅に届いていたので、預かっている預金通帳から支払っておいたよ。」との連絡があった（申立期間②）。

ねんきん特別便で、上記の期間に納付記録が無いことを知り、大変驚いた。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、納付した保険料の金額の記憶は無く、いつ、どこで納付したか等の供述も得られないことから、具体的な納付状況が不明である。

また、申立期間②について、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の母親からも供述は得られないことから、具体的な納付時期及び納付方法等が不明である。

さらに、申立期間①及び②は共に平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算化処理により行われていることから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間においても保険料を納付したとする記録は無く、全て未納期間となっている上、申立期間の保険

料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は当時、A業界でB職として転身するため、昭和35年12月にC社を退職した。国民年金については、その職を辞し、失業手当を受給していた時に、D公共職業安定所の「E」という職員から、「国民年金制度が始まったので将来のために加入しなさい。」と勧められて手続を行い、保険料は、「F」という集金人に納付していたが、年金記録では、申立期間が未納とされている。私の年金記録は、48年7月から同年12月までの期間についても当初、未納とされていたが、保管していた領収書により記録訂正されている。申立期間についても詳しく調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和43年5月に払い出されており、申立人の保管する領収書においても、41年4月から43年3月までの国民年金保険料を同年12月に過年度納付していることが確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、失業手当受給中の昭和36年4月頃にD公共職業安定所の職員から国民年金の加入を勧められて手続を行い、その後、継続して集金人に保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係るG市の国民年金収滞納記録及び国民年金被保険者原票において申立期間の納付記録は無く、同市では、申立人が記憶する名前の集金人の在籍記録は無いとしており、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間

に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年12月まで

私は、昭和57年2月に会社を自己都合退職し、雇用保険の失業手当を受けて、1年間、A市の職業訓練校に通っていた。その訓練校に在籍中に国民年金の話を聞き、加入しておかなければいけないと教えてもらったので、その頃に手続を行ったと思う。申立期間について、保険料を支払っていると思っていたが、59年1月から同年3月までの3か月のみが納付済みとなっていることを知って疑問を持ち、何度か社会保険事務所(当時)に照会したが、同じような内容で、明確な答えは得られなかった。

B市、C県及びD県内で5回ぐらい引っ越しをしたので、当時の書類は残っておらず、職業も何回か替わっており、昔の通帳や領収書も無い。

しかし、役所から書類が届くと必ず保険料を払っていたので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険法による職業訓練に通っていた当時、知人から話を聞いて国民年金に加入したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は昭和58年11月5日に払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも、「E県 手帳発行年月日 昭和58年11月19日」と記載されていることから、この頃に加入手続を行ったものと考えられるところ、F公共職業安定所から提出された申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、57年4月から58年3月まで職業訓練を受講の上、その給付が支給されていることが確認できるため、申立人は、職業訓練及びその給付の支給が終了した約7か月後に国民年金の加入手続を行っているものと推認でき、申立内容と一致しない。

また、オンライン記録によると、申立人に対して昭和 60 年 10 月 9 日に納付書が発行されていることが確認できるところ、この時点で過年度納付書が発行された場合、時効到達前の期間として納付が可能であった 58 年 7 月から同年 12 月までの保険料については、少なくとも現年度納付されていなかったことがうかがえる上、申立人は、遡って国民年金保険料を納付した記憶は曖昧である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間の保険料納付は確認できない。

このほか、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私は、世間で年金問題が騒がれる前の平成14年に、年金受給のため年金相談に行ったところ、結婚前の国民年金保険料を納付した期間が抜けていることが分かり、A社会保険事務所（当時）、区役所、市役所、年金相談会等、計7回も行ったにもかかわらず、「国のやっていることに、間違いはない。」等の回答しか得られないままになっていた。

しかしながら、申立期間当時、長女である私は、母が亡くなってから弟妹が自立するまで、家計を預かって家のことを全部やっており、国民年金制度が始まったとき、伯母の勧めもあり、父も私の将来を心配してくれ国民年金に加入した方がよいとのことで加入した。結婚するまでの期間、近所の方が集金に来ており、毎月100円ずつ国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をB市の集金人に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年1月19日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、毎月二日に100円の国民年金保険料を市の集金人に納付していたと主張しているところ、B市によると、申立期間当時の国民年金保険料は3か月毎に収納する印紙検認方式（集金人が保険料を領収した際、国民年金手帳の印紙検認台紙に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す方式）であったとすることから、申立人が主張する納付方法と相違する上、申立人は、申立

期間当時に年金手帳の交付を受けたことがないとしており、申立期間の国民年金保険料を納付していた事情もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年7月まで

私は、A市に転居した数か月後の昭和43年5月頃に、夫に勧められて国民年金に加入した。加入手続は、夫がB市内のC銀行D支店で口座の開設とともにいき、保険料は口座からの引き落としにしたにもかかわらず、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月頃に国民年金の任意加入の手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は47年9月21日に払い出されていることが確認できる上、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の任意加入による国民年金の資格取得日は昭和47年8月11日で一致しており、行政側の記録に不自然さはないと見えず、そのいずれにおいても、申立期間の納付記録は確認できない。

さらに、申立人は、上記国民年金の加入手続は、C銀行D支店で口座開設と同時にいき、併せて国民年金保険料の口座引き落としの手続も行ったと主張しているが、金融機関で国民年金の加入手続を行うことはできない上、A市によると、申立期間当時の国民年金保険料の収納方法は印紙検認方式であり、国民年金保険料の金融機関における口座振替が開始されたのは、昭和53年4月からであるとしており、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年9月まで

私は、昭和40年4月頃、A市役所B支所に行った際、たまたま隣り合わせた人と国民年金の話になり、国民年金のことについて詳しく教えてもらい、国民年金の加入手続を行った。その帰りに、B支所の隣にある銀行で保険料の口座引落としの手続を行った。しかし、年金記録を確認すると、申立期間の納付記録が無いことが分かり納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月頃に国民年金の任意加入の手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は47年9月19日に払い出されていることが確認できる上、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の任意加入による国民年金の資格取得日は昭和47年10月11日で一致しており、行政側の記録に不自然さはうかがえず、そのいずれにおいても、申立期間の納付記録は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した際、国民年金保険料を銀行の口座振替で納付したと主張しているが、A市の被保険者名簿によると、口座振替の欄に「51.7」の記載が確認できる上、昭和48年度から50年度の国民年金保険料収滞納一覧表の集金区分欄には、集金人による納付を表す「006」及び「022」の記載が確認でき、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの期間及び同年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から61年3月まで
② 昭和61年4月から63年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、申立期間①及び②の納付記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、集金人に国民健康保険料と一緒に定期的に納付しており、5年間も漏れている年金記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金被保険者の資格を喪失すること無く、国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に集金人に納付していたと主張しているが、A市の被保険者名簿によると、申立人は昭和58年4月28日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認でき、この記録は国民年金被保険者台帳の記録と一致しており、行政側の記録に不自然な点は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間①は未加入期間と記録されていることから、申立人が申立期間①の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②の保険料についても申立期間①と同様に集金人に現年度納付していたと主張しているが、A市の収滞納一覧表によると、申立人は昭和63年6月の国民年金保険料を同年同月に現年度納付し、以降の保険料については定期的に現年度納付していることが確認できることから、この頃に基礎年金制度が導入された61年4月1日に遡って国民年金被保険者資格の取得手続きが行われたものと推認できるところ、この時点において申立期間②の保険料は過年度保険料となるため、申立人が、申立期間②の保険料を集金人

に納付できたとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、平成元年7月10日に申立人に対し過年度納付書が作成されていることが確認できることから、この時点においても、申立期間②のうち昭和62年6月から63年3月までの期間に未納期間があったものと推認できる。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、国民年金の記録を市役所で確認したところ、昭和45年10月から50年3月までの期間の保険料の納付記録が確認できなかった。

しかし、私は、昭和45年10月に独立するために会社を退職したその1年後ぐらいに、A市のB出張所で国民年金の加入手続を行ったところ、その窓口で「1年間の滞納分を納付しないと国民年金の加入手続ができない。」と言われたので、1年分ぐらいの保険料を一括納付しており、それ以降の保険料についても婦人会の集金人に納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっているのはおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月頃に国民年金の加入手続を行なったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年8月12日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と相違する上、A市の国民年金台帳によると、申立人は夫婦共に50年4月以降の国民年金保険料を、同一日に現年度納付していることが確認できることから、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続を行った昭和50年度から国民年金保険料の納付を開始した状況がうかがえる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったA市役所B出張所の窓口で、申立期間のうち当該加入手続より前の未納期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、仮に昭和46年10月頃に申立期間の保険料を納付したとすると、申立期間のうち45年10月から46年3月までの保険料は過年度保険料となると、A市によると、同出張所では国庫金となる過年度保険

料を収納することはできなかったとしていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人に対し上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から39年7月まで

私が住んでいたA市（現在は、B市）C地区では、昭和39年になって初めて国民年金制度の連絡があった。同地区の加入者は少なかったが、将来のことを考えて同年8月から加入した。加入手続や保険料の納付については、はっきり覚えていないが、郵便局の人に行ってもらっていたと思う。加入と同じ時期か、その直後に、同じ地区婦人会の支部長から、「以前から制度があったので、加入前の2年間の保険料を納めなければならない。」と言われ、約3,000円弱を同支部長の自宅に持参して支払ったことを覚えている。当時、婦人会の影響力は強く、言われたとおりに保険料を支払い、支部長を信用していたので領収書は受け取らなかった。加入してからは、1か月150円の保険料を納めていた。

夫が生存していた時に、D社会保険事務所（当時）に調査を依頼したが、申立期間の保険料納付を証明するものは無く、記録は訂正されなかった。再度、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和40年10月9日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年3月から同年8月までの間に加入手続を行ったと推認でき、申立人は、当該時期に39年8月以降の保険料をまとめて納付していたことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金に加入した頃に、婦人会支部長に遡及した2年間の保険料として約3,000円弱を支払ったとしているが、B市によると、婦人会等の納付組織において取り扱う保険料は現年度分のみであり、過年度保険料は取り扱わなかったとしている上、申立期間の保険料額は1か月150円であり、

2年間に遡及して納付したとすると3,600円となり、申立人の記憶する保険料額と相違する。

このほか、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

私は、昭和58年3月にA市からB市へ転居した際、同市役所で転入届と同時に国民年金の住所変更手続も行った。保険料は、毎月、C金融機関D支店で納付書に現金を添えて納付していたと思う。年金事務所では、「59年3月分の保険料は、同年同月31日付けで任意加入の資格を喪失した後、既に還付しています。」と説明を受けたが、そのような記憶は無い。申立期間について、保険料の納付記録が無く、未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和58年3月にB市役所へ転入手続を行った際に、自身の国民年金の住所変更手続も同時に行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月、金融機関で納付していた。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係るB市の住民票を見ると、59年3月29日付けで住所変更手続が行われており、申立内容と符合しない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の資格喪失欄を見ると、申立人は、昭和59年3月31日に任意加入の被保険者資格を喪失しており、同市のマスターチェックリストによると、その後、61年4月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は、制度上、未加入期間となり、申立人は被保険者として取り扱われておらず、保険料を納付することができない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者原票を見ると、申立人は、昭和59年3月31日に任意加入の被保険者資格を喪失し、同年同月分の保険料を同年9月14日に還付処理をしている記録が確認できる上、B市の国民年金被保険

者名簿においても、同年同月 25 日に同年 3 月分の保険料の還付記録が確認できることから、行政機関の事務処理に不自然な点は見られない。

加えて、国民年金被保険者原票及び申立人が所持する年金手帳の記載に不自然さは無く、社会保険庁（当時）及び B 市において、事務過誤が生じた可能性は低い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年9月までの期間及び54年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から52年9月まで
② 昭和54年1月から56年3月まで

私は20歳の時、学生であったが国民年金に加入して保険料を納付していた。仕事を退職した時にも国民年金に加入して保険料を納付しており、当然のことだが滞納したことは無い。ほとんどA銀行（現在は、B銀行）C支店で納付している。きちんと払っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和50年*月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金被保険者原票及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人が加入時に居住していた住所地は、「D市E町*丁目*」と記載されており、これについて申立人の戸籍の附票では、同住所の名称等は、56年2月*日に土地の名称及び地番変更によって定められたものであることが確認できることから、申立人は、同年同月以降に加入手続を行ったものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は56年10月に払い出されており、上記土地の名称及び地番変更された後の時期と符合することから、申立人は申立期間後の同年同月頃に加入手続を行ったものと考えるのが自然である。

また、D市の国民年金収滞納一覧表、国民年金被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和57年度及び58年度は申立人及びその母親は共に、保険料を前納して納付していることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された56年度については、申立人の母親は保険料を前納してい

るのに対して、申立人は前納しておらず、納付方法が異なっていることが確認できるため、申立人は上記の昭和 56 年 10 月頃に加入手続きを行い、現年度分の保険料を遡及して納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人によると、過年度納付を行った記憶は無いとしており、このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から12年4月1日まで

私は、平成9年8月にA社（現在は、B社が承継）の面接をC営業所で受けて入社したにもかかわらず、12年4月1日から厚生年金保険の記録が始まっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、平成9年9月5日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「A社は既に清算した会社であり、当時の状況は不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員20人を抽出し、連絡先の判明した18人に対し申立人の勤務実態等について文書により照会したところ、3人から回答があり、そのうちの一人は、「入社時は何も言われず、しばらくして加入するよう言われて加入していたという覚えがある。加入していない期間は給与から保険料は控除されていないと思う。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する元同僚5人のうち3人は、「平成9年頃だと、社会保険の加入は本人に選択権があったと思う。」、「当時は加入している人と加入していない人がいた。社会保険への加入は個人の判断だったと思う。」、「当時、監督官庁等の規制が厳しくなく、本人が加入したくないと言えば加入させていなかったのかもしれない。」とそれぞれ証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得している平成12年4月1日には約500人が被保険者資格を取得している上、

同年3月1日及び同年5月1日にもそれぞれ約200人が同資格を取得していることから、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後にまとめて加入させていたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月から24年2月1日まで

私は、復員後の昭和20年11月3日から24年5月31日までの間、戦時中からA団体に徴用されていた父親所有のB丸に、父親と叔父と三人で継続して乗船していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の船員保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、戦時中からA団体に徴用されていた父親所有のB丸に、父親と叔父と三人で継続して乗船していた。」と主張しているところ、申立人が当時の船の運航状況等を具体的に記憶していることから、申立人が同船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が主張する、C氏が船舶所有者であるB丸に船員保険が適用されていたことは確認できない上、同船舶のD職であったとする父親及びE職であったとする叔父は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

また、A団体に関する記録によると、申立期間当時において同団体はGHQの管理下であり、100総トン数以上の船舶の一元管理を行うこととされており、申立人が乗船したB丸は、総トン数*トンであることから、同団体の管理する船舶ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人と一緒にB丸に乗船していたとする父親及び叔父については、F事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和21年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、同名簿において申立人の氏名は確認できない上、24年1月1日から同年5月31日までの間は、申立人が同年2月1日に被保険者資格を取得しているG社に係る船員保険の被保険者記録が

確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月1日から39年4月15日まで
② 昭和48年11月15日から51年2月21日まで

私は、昭和51年にA社を設立するまで、父親が設立したB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に2つの空白期間があるのはおかしい。

B社在職中には、父親の行きつけの医院に通院し、健康保険で治療を受けていたので、厚生年金保険にも継続して加入していたはずである。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、オンライン記録により、当該期間にB社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員の証言及び同社に係る商業登記簿から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間において同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時のB社の社会保険事務担当者は、「申立期間①当時は、毎年社会保険事務所（当時）の調査があり、標準報酬等級を決める際に賃金台帳を提示していたので、当該期間において申立人の厚生年金保険加入記録が無いということは、保険料を控除していないことだと思う。また、申立期間②においても、申立人の給与から保険料を控除していたか否かについては記憶していない。」と証言している。

また、申立期間①について、申立人の健保番号*に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における進達記録欄によると、昭和37年5月1日付けの被保険者資格の喪失に係る届出処理が、同年同月25日に行われたことが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人の健保番号*に係るB社の被保険者原

票の進達記録欄によると、昭和 48 年 11 月 15 日付けの被保険者資格の喪失に係る届出処理が、同年同月 22 日に行われたことが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除等について聴取することができない上、現在の事業主は、「申立期間当時の資料等が残っていないため、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 2 月 23 日から 23 年 7 月 27 日まで
② 昭和 23 年 8 月 1 日から 24 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 7 月 7 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 22 年 2 月 23 日に A 県の紹介状により、B 国駐留軍に勤務したが、23 年 7 月 26 日に B 国軍の引揚げにより解雇された。その後、同年 8 月 1 日から 26 年 10 月 14 日まで C 国駐留軍に勤務したが、申立期間の年金記録が欠落しているのは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 22 年 2 月 23 日に A 県の紹介状により、B 国駐留軍に勤務した。」と主張している。

しかしながら、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号）により、進駐軍において勤務する日本人労働者に対して社会保険制度が適用となったのは 24 年 4 月 1 日以降であり、申立期間①は渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

2 申立期間②について、申立人は「昭和 23 年 8 月から C 国駐留軍で勤務した」と主張している。

しかしながら、A 県では、「申立人が勤務していたことを確認できる人事記録等は残っていない。」と回答している上、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できる前後のページに記載されている被保険者のうち連絡先の判明した 9 人に照会を行ったところ、回答のあった 7 人のうち 1 人が、「申立人の名前を覚えているが、勤務期間等の詳しいことは知

らない。」と証言しており、申立人の申立期間②における勤務期間を特定することができない。

さらに、申立期間②のうち、昭和23年8月1日から24年4月1日までの期間は、申立期間①と同様、渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

- 3 申立期間③については、申立人から提出されたA県が保管する昭和25年7月分給与に係る前渡資金支払証憑書^{ひょう}により、申立人が、同年同月1日から同年同月6日までの期間はD渉外労務管理事務所、同年同月27日から同年同月31日までの期間はE渉外労務管理事務所（適用事業所名は、F渉外労務管理事務所）において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の前渡資金支払証憑書により、当該事業所では、厚生年金保険料の給与からの控除は当月控除であったことがうかがえるところ、D渉外労務管理事務所及びE渉外労務管理事務所に係る前渡資金支払証憑書によると、申立人に対して昭和25年7月分として支給された給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同年8月分の給与から控除されている保険料額は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により確認できる当時の標準報酬月額（6,000円）に相当する1か月分の保険料額と一致することから、申立期間③（同年7月分）の厚生年金保険料は控除されていなかったものと認められる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 19 日から 58 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 2 月 19 日から A 社（現在は、B 社）において勤務し、同社を 58 年 9 月 31 日に退職した。しかしながら、申立期間について厚生年金保険の加入記録が見当たらず、納得できない。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社には、運転免許の取得日である昭和 56 年 2 月 19 日から勤務していた。」と主張しているが、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると 57 年 3 月 1 日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、61 年 8 月頃に申立人が作成した履歴書には、「昭和 57 年 4 月 A 社入社」と記載されていることから、申立人が、申立期間のうち、57 年 3 月 1 日以降の期間について A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 23 人に照会したところ 8 人から回答を得たが、そのうちの 7 人については申立人を記憶していない上、残りの一人は申立人を記憶しているものの、勤務期間については具体的な証言を得ることができず、申立人の勤務期間を特定できない。

また、当該元従業員からは、「私は、2 年 1 か月間ほどの試用期間があり、その期間は厚生年金保険料の控除は無かった。」、「私は、6 か月間の試用期間があった。その間、厚生年金保険料の控除は無かった。」、「私は、3 か月間の試用期間があった。」旨、それぞれ供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立人に係る労働者名簿、賃金台帳等の関係資料が現存していないため、不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）の昭和 63 年 9 月支給分の給与支給明細表及びC社（現在は、D社）の同年 10 月支給分の給与支給明細書によると、それぞれから厚生年金保険料が控除されており、切れ目無く転職したのに、年金記録は昭和 63 年 9 月が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録によると、申立人はA社を昭和 63 年 9 月 30 日に離職していることが確認できることから、申立人は申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が保管するA社に係る昭和 63 年 9 月支給分の給与支給明細表において、標準報酬月額 30 万円に相当する 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、B社によると、当時の保険料控除方法は翌月控除であったとしていること、及び当該給与支給明細表の「年間累計社会保険料額」は、翌月控除で算定した場合の当該額とおおむね一致することから、申立人が保管する同年 9 月支給分の給与支給明細表で確認できる厚生年金保険料は、同年 8 月分のみであると認められる。

また、申立人はA社に係る昭和 63 年 10 月支給分の給与支給明細表を保管していないとしている上、B社によると、当時の給与は末日締め、当月 25 日払いであるとしていることから、申立人が保管する同年 9 月支給分の給与支給明細表が同社から支給された申立人への最後の給与であると考えられ、同年同月分の厚生年金保険料の控除が確認できない。

さらに、E健康保険組合によると、申立人の同組合における資格喪失日は昭和 63 年 9 月 30 日であるとしており、オンライン記録と一致する上、オン

ライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 一方、申立人は、「A社において昭和63年9月支給分の給与支給明細表及び同社退職後に就職したC社の同年10月支給分の給与支給明細書において、厚生年金保険料が切れ目無く控除されているのに、転職に伴い年金記録に1か月の空白期間が生じるのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、申立人が保管するC社に係る昭和63年10月支給分の給与支給明細書の「厚生年金保険料」及び「健康保険料」の欄に、それぞれ「1万8,600円」及び「7,200円」の記載が確認できるものの、当該明細書の「保険料調整」の欄に両保険料を合計した「-2万5,800円」の記載が確認できることから、当該月に支給された給与からは厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えるのが自然である上、雇用保険の記録及びD社健康保険組合によると、それぞれのC社に係る申立人の資格取得日は、いずれも同年10月1日であること、及びD社では保険料控除方法は翌月控除であったと回答しており、申立人が保管するC社に係る同年10月支給分から平成元年10月支給分まで（同年4月支給分を除く。）の給与支給明細書を検証しても、翌月控除であることが認められることから、同社の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和63年10月1日であることについて不自然な点は見当たらず、申立人が、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 42 年 3 月に A 社に就職し、61 年 2 月末に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、事業所の名称及び所在地並びに当時の事業主及び元同僚等の氏名を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「昭和 32 年 4 月 * 日の設立から現在まで、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、従業員の給料から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、日本年金機構は、「A 社については厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。」としている。

さらに、申立人が記憶する元同僚は、「申立人のことは覚えているが、A 社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、当時、社会保険事務所（当時）の方から、今なら 5 年繰り上げて国民年金に入れると勧められ、従業員 8、9 人のうち、私と事業主の娘さんの二人だけが国民年金に加入した。」と証言している。

加えて、申立人は、「A 社に勤務していた当時、国民健康保険に加入しており、国民年金の加入も勧められたが、経済的事情で加入しなかった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2753 (事案 692 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月20日から25年3月1日まで

私は、昭和19年頃にA社を退職し、車の運転免許を取得した21年頃に親戚に誘われてB社に入社した。運転手として同年頃から勤務したのに、年金記録は25年3月1日資格取得となっており、申立期間の記録が欠落しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和17年6月1日から19年12月20日まで確認できるところ、D省E局が保管する旧海軍の人事記録から、申立人が同社における被保険者資格を喪失した時期について特に不自然さはないことがえないうこと、ii) B社は24年12月*日の会社設立後、25年3月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同社の回答及び同社から提出された申立人に係る資格取得届(写)から、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録についても不自然さはないことがえないうこと、iii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる給与明細書等の資料は無いことを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年7月6日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、車の運転免許を取得した昭和21年頃に親戚に誘われてB社に入社したので、申立期間の変更は行っていないものの、同年頃から25年3月1日までの記録が無いのはおかしいとして、再申立てを行っている。

しかしながら、B社への入社を誘われたとする親戚は既に死亡している上、オンライン記録及びF社G営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該親戚は申立期間の始期から1年以上経過後の昭和21年3月1

日から23年1月1日までの期間について、F社G営業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「当該親戚がB社に入社したのと同時期に、自分も同社に入社した。」と供述しており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該親戚は、申立人と同日の昭和25年3月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険台帳記号番号払出簿によると、当該親戚の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人と連番で払い出されていることが確認できる。

さらに、B社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している64人のうち、所在が確認できる6人に照会し、4人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月頃から 30 年 12 月 1 日まで
私の昭和 29 年 2 月に A 公共職業安定所の紹介で B 社に運転手として勤務した期間の厚生年金記録が空白である。会社は C 事業所の正門を出た近くに事務所と社宅があり、仕事は下請けにも出していた。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、自身の後任として入社したと記憶する元同僚の厚生年金保険の被保険者記録及び日雇いとして申立人と一緒に勤務した元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が B 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の資料は、保存年限を越えており確認できない。」と回答している上、申立人が自身の後任として入社したとする元同僚及び上司の元経理部長は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者資格を有する 47 人のうち所在が確認できた 4 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について照会し、二人から回答があったものの、申立人を記憶しておらず、そのうちの一人は、「当時、下請けとして勤務していた者もいた。」と証言している。

さらに、B 社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月1日から36年12月25日まで
② 昭和43年6月20日から45年7月1日まで

私は、申立期間①については、A市の夫の実家に住み、営業員として働いていたので、B社(現在は、C社)に厚生年金保険の記録があるはずである。また、申立期間②については、D社での慰安旅行の写真もあり、私自身が社会保険の手続業務を行っており、保険料計算もしていたので、厚生年金保険に加入していないはずがない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A市の夫の実家に住み、B社の営業員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、「B社A支社は、A市E町にあり、所長はF氏であった。」と記憶しているところ、同支社の元従業員の一人は、「同支社は申立期間当時から現在まで、ずっとA市G町にあり、E町には会社の関連部署は無かった。Fという社員も知らない。」と証言しており、申立人の記憶と一致しない。

また、C社は、「申立人の在籍等について確認できる資料は、保管年限が過ぎているため、既に廃棄している。」と回答している上、上記の元従業員及び申立期間①当時のA支社長を含む同支社の元従業員5人全員が「申立人を知らない。」と回答しており、申立人が当時所長だったと記憶するF氏についても、姓のみの記憶であり、連絡先等は不明であることから、当時の申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、C社は、「当社では、営業員は、昭和49年から社会保険加入を開始している。」と回答しており、申立期間①当時のA支社長も「一般の営

業員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

加えて、B社A支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に申立人の氏名及びF姓の被保険者は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が保管する昭和44年のD社の慰安旅行における写真及び元同僚3人の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、申立人が事務の責任者だったとする事業主の妻に照会したものの回答が得られないことから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間②において、申立人のD社に係る雇用保険の記録も確認できない。

さらに、D社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 21 日から 46 年 4 月 20 日まで

私は、A社の部長であった叔父の紹介で、同社が経営していたB事業所に入社し、昭和46年4月20日に結婚退職するまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が45年10月21日までとなっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫婦で事業を行う資金を稼ぐため、A社が経営していたB事業所に、婚姻する直前の昭和46年4月20日まで勤務していた。」と主張しており、その事実を証言できるとする退職時の元同僚7人の氏名を供述している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格喪失日の昭和45年10月21日以降に、上記の元同僚7人（住所不明）及び申立人が申立期間に一緒に勤務していたとする叔父（既に死亡）の被保険者記録は確認できない。

また、上記被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間に被保険者資格を有する者のうち所在が確認できた元従業員5人に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち4人（元事業主の親族を含む。）から回答があったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、元事業主の親族は、「A社が経営していた事業所は、B事業所、C事業所、D事業所の順に廃業している。」と証言しているところ、元同僚等の証言によると、申立人と同日の昭和45年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している被保険者5人（申立人の実の姉を含む。）全員はB事業所の従業員であること、及び同日以降被保険者記録が確認できる22人について

は、A社がB事業所以外に経営していたC事業所又はD事業所に勤務していた従業員であることが確認できることから判断すると、A社では、B事業所の従業員の勤務期間全てについて厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和46年7月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立期間の厚生年金の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 46 年 5 月 31 日まで
A社B店では、C職の仕事に就き、1日8時間、1か月につき26日間勤務していた。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B店において昭和44年2月1日から46年5月31日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の申立期間における元同僚の氏名の記憶は曖昧であり、これらの者に聞き取り調査を行うことができない上、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在が確認できた元従業員43人に照会したものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務実態及び同保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることはできない。

また、A社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。当時、当社が加入していたA厚生年金基金の加入者データを調べたが、申立人の記録は無かった。在籍していたとしても、申立人は、パートタイマーとして勤務し、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答しているところ、上記元従業員の一人は、「当時、厚生年金保険に加入しないパート制度があった。」と証言している。

さらに、A社が加入するA健康保険組合は、「申立人に係る健康保険被保険者記録は無く確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月頃から 43 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 11 月頃 A 事業所に就職し、同事業所を平成 13 年 3 月 31 日に退職するまで B 職として勤務した。しかしながら、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の後継事業所である C 事業所から提出された労働者名簿、申立人から提出された勤続 20 年の表彰状の記載及び複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所は昭和 43 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、複数の元同僚は、「A 事業所は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 47 年 7 月に適用事業所となり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨の証言をしている。

さらに、C 事業所は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「賃金台帳等が現存していないため、申立てどおりの届出、保険料の納付を行ったかどうかは不明である。」旨の回答をしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。